

## <番号制度ヒヤリハット事例>

マイナンバー（個人番号）を取り扱う様々な場面で発生しやすいヒヤリハット事例を紹介します。

6 個人番号取扱担当者宛の書留郵便が配達されてきたが、事務室には自分だけしかいなかったため、担当者の代わりに受領したが、その書類を担当者に引き継ぐことを忘れそうになった。

- ✓ マイナンバー（個人番号）が記載された書類などが封入されていることが推測される郵便物等の取扱いについて、取扱規程などで、具体的な取扱方法を定めておきましょう。
- ✓ 代わりに受領した場合には、担当者の机の上に置くことなどは控え、担当者とあらかじめ保管場所を決めておくことや社内で定められた取扱方法に従って、取り扱うようにしましょう。

5 マイナンバー（個人番号）が記入された書類を施錠できるキャビネットに保管していたが、書類を整理せずに積み重ねていたため、年度末の文書廃棄の際、廃棄する書類と一緒に捨ててしまいそうになった。

- ✓ 厳重に保管しなければならない書類は、個別にファイリングし、表題を付けるなど一目で分かるように保管しましょう。
- ✓ 保管していた書類を持ち出したり、廃棄したりする場合は、無関係な書類や廃棄できない書類が混ざっていないか確認しましょう。

4 財布を紛失し、拾得物カウンターに遺失物届を出す際、財布の内容物を確認され、マイナンバー（個人番号）の通知カードが入っていたため、遺失物として「通知カード」と記載し、併せてマイナンバー（個人番号）を記載しそうになった。

- ✓ マイナンバー（個人番号）の通知カードやマイナンバーカード（個人番号カード）を紛失したことを届ける際は、警察への届出を含め、マイナンバー（個人番号）は記載しないようにしましょう。  
なお、通知カード等を紛失等した際には、住民票のある市区町村やマイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）にご連絡ください。

3 人事異動があったので「従業員名簿」を修正し、社内の電子掲示板に掲示しようとしたところ、誤って同じフォルダーに保存していた「個人番号管理簿」を掲示しそうになった。

- ✓ マイナンバー（個人番号）を管理するファイルは、他の人事管理ファイル等とは別のフォルダーに保存する方が安全です。
- ✓ インターネット上のホームページで公表する場合だけでなく、社内の電子掲示板などにお知らせなどを掲示する場合も、公表等する資料に表計算ソフトの不要なシートや非表示部分など、開示できないものが含まれていないかよく確認しましょう。

E列が非表示になっているので、閲覧させてよいデータかどうか確認が必要です。

	A	B	C	D	F	G
1	従業員名簿					
2	氏名	生年月日	住所	電話番号	メールアドレス	
3	〇〇 〇〇	.....	.....	.....	.....	
4	×× ××	.....	.....	.....	.....	
5	△△ △△	.....	.....	.....	.....	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						

このシートは、マイナンバー（個人番号）が含まれているので、社内掲示板等に掲載する場合は削除する必要があります。

従業員名簿 | 番号管理簿 | +

2 個人ローンの申込みのため、金融機関から住民票（写）の提出を求められ、マイナンバー（個人番号）の記載された住民票（写）の交付を申し込んでしまった。

- ✓ マイナンバー（個人番号）が必要ない場合は、マイナンバー（個人番号）が記載されない書類を希望しましょう。  
市役所等の窓口でマイナンバー（個人番号）の記載の有無をよく確認しましょう。
- ✓ もし個人番号が記載された住民票（写）を受け取ってしまったときに、金融機関等に提出する場合は、個人番号部分をマスキングしましょう。

（住民票（写）の見本）

発行する自治体によって、住民票（写）の様式は異なりますので、ご注意ください。

住民票 ○○県○○市

住所	○○県○○市××町△番△号		世帯主	番号 太郎		
氏名	番号 太郎	生年月日	性別	続柄	住民となった年月日	住所を定めた年月日
		昭和50年 1月 1日	男	世帯主	平26. 4. 1	平26. 5. 1 転居 平26. 5. 1 届出
1 本籍	○○県○○市××町△番△号			筆頭者	番号 太郎	
前住所	○○県○○市□□町△番△号			住民票コード	謄写省略	
転出				個人番号	謄写省略	

「個人番号」欄に記載されているのが、マイナンバーです。

（源泉徴収票の見本）

※ 平成 27 年 10 月 2 日に所得税法施行規則等の改正が行われ、平成 28 年 1 月以降も、給与などの支払を受ける方に交付する源泉徴収票などへのマイナンバー（個人番号）の記載は行わないこととされました。



1 住民票（写）の「個人番号」欄に記載されている番号が、マイナンバー（個人番号）であることを知らずに、住宅ローンの申込みのために金融機関に提出しようとした。

- ✓ 住民票（写）等の公的書類に記載されている「個人番号」は、マイナンバーですので気を付けましょう。